

水質試験検査報告書

依頼日 2024年12月04日

発行日 2024年12月07日

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

八丈町公営企業管理者

様

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名		東京都八丈町役場				事業種別					
施設名						検体名		給水			
採水場所		No.6 乙千代ヶ浜海岸(洞輪沢調整池系管末)				水源					
採水日		2024年12月4日		8:12		採水者		武田 卓弥		遊離残留塩素 0.2 mg/L	
天 候		前 日				気 温					
		当 日				水 温				採水区分 他社 持込区分 他社	
試験項目		試験結果		基準値		試験項目		試験結果		基準値	
1	一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下		27	総トリハロメタン			0.1mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと		28	トリクロ酢酸			0.03mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物			0.003mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン			0.03mg/L以下	
4	水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下		30	ブロモホルム			0.09mg/L以下	
5	セレン及びその化合物			0.01mg/L以下		31	ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下	
6	鉛及びその化合物			0.01mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物			1mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下		33	アモニウム及びその化合物	0.01 mg/L未満		0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物			0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物			0.3mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下		35	銅及びその化合物			1mg/L以下	
10	シアン化合物及び塩化シアン			0.01mg/L以下		36	水素臭素及びその化合物			200mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下		37	マンガン及びその化合物			0.05mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下		38	塩化物イオン	20.1 mg/L		200mg/L以下	
13	砒素及びその化合物			1mg/L以下		39	カドミウム、マンガン、セレン等(硬度)			300mg/L以下	
14	四塩化炭素			0.002mg/L以下		40	蒸発残留物			500mg/L以下	
15	1,4-ジクロロベンゼン			0.05mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下	
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下		42	ジェオスミン			0.0001mg/L以下	
17	ジクロロメタン			0.02mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール			0.0001mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下		44	非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下	
19	トリクロロエチレン			0.01mg/L以下		45	フェノール類			0.005mg/L以下	
20	ベンゼン			0.01mg/L以下		46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満		3mg/L以下	
21	塩素酸			0.6mg/L以下		47	p H値	7.6		5.8 ～ 8.6	
22	クロロ酢酸			0.02mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと	
23	クロロホルム			0.06mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと	
24	ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下		50	色度	0.5 度未満		5度以下	
25	ジブromoklorometan			0.1mg/L以下		51	濁度	0.1 度未満		2度以下	
26	臭素酸			0.01mg/L以下		52					
判定		適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。									
備考		色度実測値：0.00度 濁度実測値：0.016度									
試験期間		2024年12月4日 ～ 2024年12月7日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は					
検査責任者		センター長 岩 澤 潤 一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。					